

自治体の取組みに関する新聞記事

平成18年10月21日 日経新聞 朝刊 4面

問われる 消費者金融

法改正の衝撃

貸金業規制法改正で残 年収は百五十万円。消費
された課題の一つが、資 者金融など十九社からの
金繰りに窮した多重債務 借金は千二百七十五万円
者の安全網。政府は対策 に達していた。
本部の設置を決めたが、 相談員は過去に払った
具体策はこれからだ。

生協が相談・融資

「この借金、何とか 還請求できることを説
りませんか」。岩手県奥 明。弁護士を介し、金額
州市の男性会社員(56) 返済にメドを付けた。す
が疲れ切った表情で岩手 ぐに払わないと給与差し
県消費者信用生活協同組 押さえの懸念があった債
合(本部・盛岡市)を訪 務は、同生協が二百万円
れたのは今年四月。共働 を融資した。
き世帯だが、男性自身の 岩手信用生協は多重債

見えぬ借り手の安全網

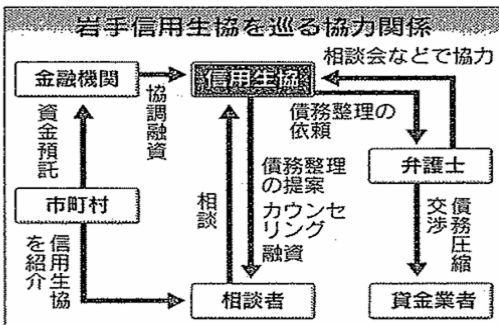
務者向けの相談・融資事 業を一九八九年から手が けている。岩手県内の市 町村から約十三億円の預 託金を募り、地元金融機 関から協調融資を受けて 資金を確保。年九・二五 %で年間約千人に融資し ているが、貸倒率は一% 以下にとどまる。
融資が決まると、弁護 士が相談者の代理人とし て借金の圧縮交渉に入 る。利息制限法を超える グレーゾーン(灰色)金 利分を削って返済総額を 算出。さらに「貸しっぱ なしにせず、立ち直るま で目を配る」(藤沢俊樹 ・盛岡事務所長)ことが 焦げ付きを抑えるボイン トで原則、身内一人を連

官民一体の整備が急務

※

借保証人に付ける。家族 のうち、四十人近くが同 した経緯がある。内部管 理体制の強化は欠かせな い。これに対し国内の弁護 士

返済が難しいとみた人 自治体・弁護士・生協 だが現時点で、多重債 は約二万二千人。弁護 士には弁護士を紹介、自己 による三位一体の連携が 務者を法的整理の水際で がパンクするような事態 救うとすれば、岩手方式 になれば、自己破産の手 以外に具体的な処方せん 続きすら滞る。
の連携は重要だ。岩手県 法では融資事業の許可は はなかなか見当たらな い。公的な救済案として 超えることされる多重債務 者の資金繰り対策とし ており、例 は生活保護や、上限を五 者の資金繰り対策とし えば東京都 万円とする緊急小口資金 て、官民一体となった当 面の安全網づくりは急務 だ。一方で、新たな多重 債務者を生まないために



見解を示し がつている程度だ。
また岩手 弁護士・バンクも
信用生協は 今年一月、 数は年二十万件前後で推 移しているが、貸金業へ 国クレジット・サラ金問 対立をきつ の規制強化で貸し渋りが 起きると「自己破産が著 長が辞任、 しく増える可能性が大きい 経営が混乱」(増原義剛・自民党 組む必要がある。

※

弁護士

貸金業者への規制を強化する関連法案が国会に提出され、グレイゾーン金利は3年後に撤廃される見通しとなった。だが、2000万人に上る多重債務者の生活再建には行政のかかわりが不可欠だ。地方経済の停滞で多重債務の波が着実に地方へ広がる中、全国平均の7割の所得で暮らす鹿児島・奄美大島では、市職員と弁護士が連携して多重債務の解消を進める「奄美方式」が浸透し、注目されている。

(歌野清一郎、五郎丸健一)

連携プレーで債務者救え

市職員

官庁やホテルが立ち並ぶ奄美市の繁華街の一角に消費者金融7社の看板と無人契約機が並ぶ。進出は80年代で、「簡単に借りられる」と当初は行列もできた。正式名称は「サンサン通り」。それもじり、「サンサン(散々)通り」と呼ぶ住民もいる。

奄美方式では、生活保護や市税・公共料金の滞納対策の担当職員が、多重債務者の情報を耳にすると、まず市民生活係への相談を勧める。同係で借金の状況、家族構成、税の滞納の有無などを聞き取り、生活再建策を考える。債務整理が必要となれば、その場で弁護士との面談日を決める。

生みの親は、市民生活係に配属された89年から多重債務に取り組み榎久孝一さん(52)。相談者と消費者金融の支店を回り、破産や調停の手続きで裁判所に付き添う。榎久さんは「庶民に法律事務所の敷居は高い。連絡先を教えるだけでは足踏みし、生活再建の機会が先送りされてしまう」。

十数年来、多重債務に苦しんできた女性(37)は榎久さんに相談して立ち直った一人だ。

20歳で結婚、長男誕生後、夫は

整理スムーズ「奄美方式」

灰色金利

現場から

転職を繰り返し、生活費を家に入らず、飲み代に使った。スーパーのパートで得る月8万円の収入では足りず、1社から30万円借りた。返済のため、2社、3社と借り、残高は100万円を超えた。

ヤミ金に手を出し、職場に取り立ての男が現れて仕事を辞めた。離婚し、2人の子と生活保護で暮らし始めても返済は続いた。いらいらだちを子どもにぶつけ、長女に包丁を突きつけた。長男は不登校になった。海に連れ出し、心中を図ろうとしたが、寸前で思いとまらった。

生活保護のケースワーカーに打ち明け、紹介されたのが榎久さんだった。弁護士も入って債務整理を進め、取り立てもやんだ。「二度とあんな思いはしたくない」。女性は今も「サンサン通り」を通

るのを避ける。日本弁護士連合会の弁護士過疎対策として昨年3月、「奄美ひまわり基金法律事務所」が開設。初代所長の高橋広篤弁護士(30)は1年半で約500件の債務整理を受任した。高橋弁護士は「観光以外に産業の乏しいこの島では、貧しさにつけ込まれて高利をむさぼられているのが現状なんです」と話す。

10月上旬、島根県西部に住む老夫婦は意を決して県の相談施設に足を運んだ。10日ほど前、40代の息子から、消費者金融に50万円の借金があると打ち明けられた。パチンコで借金を重ねたという。力になってくれたのが、「浜田ひまわり基金法律事務所」の田上尚志弁護士。昨年1月、弁護士会が運営費を補助する同事務所に志願し、福岡県からやってきた。仕事の7、8割は債務整理に費やす。グレイゾーン金利で借り、利息を払いすぎた借り手が多く、これまでに田上弁護士が、業者から取り戻した過払い金は約4億円。解決件数は400件を超えた。



消費者金融の看板が連なる通り。「サンサン通り」などと呼ぶ住民もいる＝鹿児島県奄美市で

借金苦お助け職員

親身な多重債務者の相談に乗る、問題解決に結びつけている市役所の嘱託職員がいます。「縦割りの」壁を乗り越え、市内の連携をつくり、誰にも相談出来るに苦しんでいる人を「発見」し、手をさし入ります。こうした取り組みは、各地に広がっていますか。(竹中和正)



市役所で相談一手に

「悪質業者のぞび滋賀県野洲市。そこに全国的に注目を集める市役所の嘱託職員がいる。生水裕美さん、45歳。市の唯一の消費生活相談員として、年間100人以上の相談を受ける。国民健康保険の保険料が高すぎる、市役所に怒鳴り込んだ。保険金課の職員が話を聞いて、多重債務に悩んでいる。消費生活相談員は紹介した。「消費者金融会はお金を返していただくかわりないか。なにに行政は値上げばかりで」とまう野洲市の人口は5万人に過ぎないが、生水さんし立てる男性は、生水さん

税金・国保・年金…他部門から情報

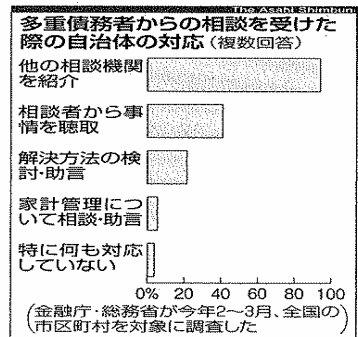
「縦割りの行政の壁を破って税務課が協力を始めたのは、8年前にさかのぼる。生水さんへの相談をきっかけに多重債務が解決した人が、滞っていた税金を支払ってきた。税務課職員はびっくりした。いかに督促しても納税しない悪質滞納者だったから。」

年100人対応、スピード解決めざす

「縦割りの行政の壁を破って税務課が協力を始めたのは、8年前にさかのぼる。生水さんへの相談をきっかけに多重債務が解決した人が、滞っていた税金を支払ってきた。税務課職員はびっくりした。いかに督促しても納税しない悪質滞納者だったから。」



相談に答える消費生活相談員の生水裕美さん
—滋賀県野洲市役所で、永曾康仁撮影



ノウハウ共有へ国も手引

役所内で連携して多重債務者を救済する取り組みは、鹿角市や奄美市も有った。20年近く前から市民生活係長の橋久幸一さん(53)が中心になって作られた。野洲市や奄美市の取り組みを「スピード公務員」が支

金融庁は財政支援はない方針だが、生水さんにも話を聞き自治体で使える「相談マニュアル」を作成中だ。行政の多重債務対策の充実を求める全国会

視点 発想の転換が必要

多重債務相談の充実には予算がかかるが自治体が「足を踏む理由」の一つだ。しかし、後向きに考えれば、相談によって債務問題が解決すれば、税の滞納者が納税者になる」と生水さんは言う。相談員を一人置いたとして、その人件費以上に「税収は増えるかもしれない」。

自治体への相談をきっかけに自殺を思いとどまる人もいた。救われる人が増えれば、市民との信頼関係は深まってくる。スピードのほども、考えてみよ。

金融商品や金融機関に関するご意見や情報や、朝日新聞東京本社「くらしとマネー取材班」にお寄せください。ファクス03・3545・0270 電子メールmoney@asahi.com

消費者相談 悩み深く

リフォーム、振り込め詐欺…相談は急増、スタッフは不足

消費者問題の窓口、全国各地の消費生活センターが悩みを抱えている。悪質リフォームや振り込め詐欺などの被害が相次ぎ、相談が急増する一方、相談員は増えず、業者との間にいった「交際・あっせん」などが難しくなっているからだ。被害者の高、低年齢化が進み、相談内容も多様化している。悪質リフォーム（富橋博子、岩崎廣一）

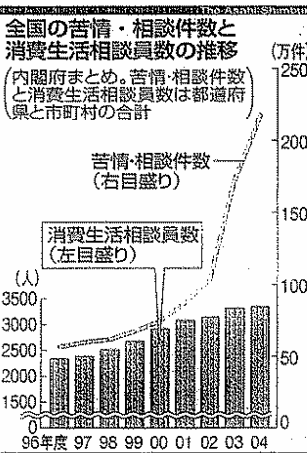
「あっせん」まで…」

多重債務、訪問相談…消費者からの相談に、業者との間にいってこまごまやればいいのか。1年ほどの契約で自治体の嘱託相談員をしていた東日本の主婦は、悩んだ末、今回の契約更新を断った。
1日平均5、6件の電話を受け、訪ねて来る人もいる。話を聞いて解決法を探るには、1人1時間以上はかかる。だが、たとえば多重債務の人は借りの理由や金額、年収などを詳しくたずねても、結局、弁護士会の相談窓口を教えるだけ。「消費者自身が裁判所に行きつて調停などの手続きをするのもできるが、忙しいので、なるべく教えない方がいい」
訪問販売について、業者と信販会社を呼んで、相談者の間にいって「あっせん」したこともあったが、自治体職員が「あっせん」する必要はないと言ってきた。「それでは相談員もな」

「質」維持に、民間委託も

別の自治体のベテラン相談員は最近、後輩相談員の処理カードを見ては「このケースはクリアリングオフができる」と思ったが、後輩は連絡先を聞いておらず、そのままに「上司が代わると同じ方針も変わる」と話す。
内閣府によると、全国の自治体に寄せられた消費生活相談は、96年度は56万8019件、相談員は2341人で、1人当たりの処理件数は243件だった。これに対し、04年度は、相談

は217万6962件と大幅に伸びたが、相談員は3342人止まり。1人当たりの件数は651件に増えた。
埼玉県では04年度、県内は17万6962件と大幅に伸びたが、相談員は3342人止まり。1人当たりの件数は651件に増えた。
「相談の『質』を保つ工夫を自治体もある。毎日9人の相談員が対応する青森県消費生活センター。相談員歴2年の林博美さん(46)は「いい結果が出せるかわからないけれど、私に任せてください」と相談者に声をかける。林さんらは県消費生活協会の職員だ。同県は行政改革として04年度から同センターの運営を全面的に民間委託に切り替えた。02年度、県庁の消費生活部門も含めた予算は1億3275万円だったが、委託後の04年度は7948万円に減った。一方、相談員は支所、方所と合わせて計9人から計16人に、土日も対応し、新人の育成担当も増へ。白川弘子事務局長は「今は後ほり市町村職員にも相談の知識をもってもらえるようにしたい」と話す。



は10%以上だったが、04年度は約4%に落ちた。04年に消費者保護基本法が改正され、消費者基本法となり、「消費者の自立の支援」が強調された。行政改革で消費者相談の窓口も、都道府県から市町村へと移行が進んでいる。
「消費者の自立の支援」を理由に、消費者問題へのかわりを避けようとしている自治体もある」と指摘する関係者もいる。



次々にかかってくる電話に対応する消費生活相談員たち。埼玉県川口市の県消費生活支援センターで

ネット絡み 金融トラブルなど問題も多様化

都道府県や市区町村の消費生活相談には、消費生活専門相談員（国民生活センター）や消費生活アドバイザー（日本産業協会）、消費生活コンサルタント（日本消費者協会）などの資格を持つ人のほか、現場研修を受けた人があつている。内閣府によると、都道府県と市区町村の消費生活相談員は05年4月1日現在、正職員が66人、アルバイトなど非常勤職員が3276人。相談を週4日以上実施する消費生活センターは、都道府県立が185カ所、市区町村立が359カ所だった。
相談内容は、60年代は食品の安全性や家電製品の欠陥に関する苦情が多く、70、80年代になるとキャッチセールスや靈感商法など契約のトラブルが目立った。バブル崩壊後は金融商品や自己破産に関するものが相次ぎ、近年はインターネットに絡む問題や架空請求、外国為替証拠金取引や未公開株売買など高齢者をねらった金融トラブルが急増。消費者の意識も高まるなかで相談件数が増えてきた。

メルルも導入を
鈴木深雪（元東京大学部教授（消費者政策）の話
最近は一百分之交際しな
ない。消費生活の自立のため
いうが、その後のフォロー
はない。高齢者に「自分
で」というのは無理。さ
なる高齢社会を迎えるな
か、相談員による交際・あ
っせんは今後も重要な。相
談員を増やすほか、メルル
相談の導入なども考えな
ねばならない。また相談員
の待遇改善が、相談員の地
位向上となり、仕事内容の
充実にもつながっていくの
ではないか。

大半が

多重債務者

ホームレス

名古屋の自立支援施設 調査で7割強



ホームレス問題についても議論された「行政の多重債務者対策を充実させるシンポジウム」＝名古屋市中

問題についてのメカニズムを整理していく考え。多重債務者の救済活動を展開している市民団体「愛知がきつぱたの会」を情報交換などの協力関係を結ぶべく構築した。

① 多重債務者になる「足を運んで」「何社か」とを予防するために行政が個人信用情報機関に訴えた。

② ホームレスに対し、適切で安価な相談事業を拡大すべきだ

③ 貸上り限金利や貸出金額の制限など法律改正が必

④ 借上り限金利や貸出金額の制限など法律改正が必

⑤ 借上り限金利や貸出金額の制限など法律改正が必

NPOなどが救済活動

自己破産申し立て指導

(自井 康彦)

ホームレスの人たちは全国で約2万人ともいわれる。その大半が消費者協議会や債権者社などへの返済に行き詰った多重債務者であることが、支援者や弁護士らの調べで明らかになってきた。支援者には「多重債務者を減らすにはホームレスを減らすことが必要」と、政府や自治体などに多重債務対策の強化を訴える。名古屋市の委託を受けてホームレス自立支援施設を設けている同市村区の施設「笹島寮」の事例をもとに、多重債務との関係を追った。

(自井 康彦)

「多重債務問題の取り扱った行政の多重債務者組みなくしてホームレス対策を充実させるシンポジウムの改善、解決はなシウムト名古屋」。ホームレスの生活指導、ホームレスの中には多重債務、野崎さん自身が力を、債務の割合がきわめて高

受給者の更生施設で、社会福祉法人「芳徳福祉会」が運営。昨年四月からホームレス自立支援事業を始め、居宅や食事

事業開始前時から、入所者の債務の状況を調べ、同種の施設でもノウハウを共有している。借金を放した

受給者の更生施設で、社会福祉法人「芳徳福祉会」が運営。昨年四月からホームレス自立支援事業を始め、居宅や食事

提供して入所者が就職できるような支援している。入所期間は原則六カ

月以内で、定額は七十二万。立に返すという。時

た見方を裏切った。借金面が大きい場合は、自己破産の申し立てを

務者対策にどう手を打っていくかが焦点になり

自治体は本気で取り組め

多重債務者対策

改正貸金業規制法成立から約4カ月が経過した。同法は多重債務問題の解決と健全な消費者金融の育成を2本柱としている。消費者金融業界の正常化に關しては、大手を中心に貸出金利の引き下げが行われている。約2年半後の改正法の全面施行時点には出資法の上限金利が利息制限法

の水準まで引き下げられることを先取りした動きだ。また、融資拡大の拠点となってきた営業網の圧縮も進められている。

超低金利の下、銀行からの年2%程度の資金を同29・2%の出資法上限金利の範囲内で融資するビジネスモデルは、超過利潤を生むに十分なものだった。しかも、貸出額の上限を設定し、その範囲内

であれば随時、融資が受けられるリボルビング方式は、借金からの脱出が困難になりやすい貸し出し方式とも言われてきた。

改正貸金業規制法では金利規制を厳しくするとともに、総量規制も行うことになっており、リボルビングを含めて年収の3分の1を超える融資は難しくなっている。残された最大の問題は銀行など

が無担保、無保証の小口融資に積極的に取り組むことである。これは金融仲介業としての社会的責任の一環でもある。

それに対して、多重債務者対策は進んでいない。政府は昨年末、内閣に多重債務者対策本部を設置したものの、具体策の提示はこれからである。

同本部に設けられた有識者会議がさきごろまとめた提言によると、200万人を超えるとみられる多重債務状態に陥っている人のうち、自治体や弁護士会、業界などの相談窓口を訪れたり、連絡を取った人は2割程度に過ぎない。約8割の人は引き続き、灰色金利帯の利払いに苦しんでいる。

自治体の多重債務問題の相談窓口の多くは他の機関への取り次ぎを主業務としており、必ずしも解決につながってはいない。問題の深刻化や改正貸金業規制法の趣旨を踏まえれば、自治体が債務整理や生活再建などに踏み込んだ相談業務に取り組む必要がある。

提言では消費生活センターなどを設置している市町村を中心に全面施行までの間に、助言機能を備えた窓口の整備を求めている。前向きに評価している。国はそのための予算措置を講ずるべきだろう。自治体と弁護士会や司法書士会などとの連携強化も課題である。

多重債務問題の抜本的な解決のためには、生活再建が欠かせない。債務整理をしたものの、生活資金の不足を補うため、消費者金融から借り入れ、再び、多重債務に陥るといった例も少なくない。こうした悲劇を防止するためには、多重債務者の生活相談機能を充実させるとともに、生活保護の運用の適正化や、生活を支えられない賃金を根絶するための最低賃金引き上げなどの措置が必要だ。

借り入れに走る構造を断ち切る事が大事だ。改正貸金業規制法が全面施行されても上限金利は15%20%であり、高金利であることは変わらないのである。



多重債務

「人助け」の輪を広げよう

「命を救ってあげてあげよう」

鹿児島県の奄美大島。奄美市市民相談

係の禮久幸一さんがこの正月に受け取った年賀状には、躍るような文字でそう大書してあった。

禮久さんは89年に市民相談の係に配属されて以来、一貫して多重債務者の問題に取り組んできた。何力所からも借金をかさねて行き詰まった人々だ。

債務整理のため相談者に同伴して裁判所の調停へ通ったり、地元が弁護士不足なので鹿児島市の弁護士に相談を持ち込んだり、生活保護の担当者へ話をしない。何でも一人でこなしてきた。

税金や社会保険料の滞納情報を、市が一括管理するシステムを作った。滞納の背後には多重債務が隠れていることが多い。これを掘り起こし債務を圧縮できた結果、税金につながる例もある。

日弁連が過疎地に置く「ひまわり基金法律事務所」の誘致にも奔走した。そして、事務所が開設されて2年余りの間に

900件近く、6億2千万円を超える過払い金を取り返された。

消費者金融などのクレジットカード金利を撤廃し、金利を段階的に引き下げていく貸金業法の改正を受けて、政府の多重債務者対策本部が行動計画（改善プログラム）を打ち出した。

全国で200万人を超すといわれる多重債務者に対して、債務圧縮や生活資金の確保について相談にのったり、新たな多重債務者を生み出さないようにしたりする取り組みだ。

その柱は①全市区町村に相談窓口を設ける②低所得者向け低利融資制度を広げる③ヤミ金融の摘発を強化する④多重債務問題を学校で学ばせる、などだ。

どれも必要なものばかりだ。なかでも大切なのは、奄美で禮久さんが実践したように、1力所へ相談に行くだけでその相談者に必要なさまざまな対策の助言が受けられるようにすることだ。

たとえば、相談に来た人には、弁護士

や行政書士との相談員をその場で決めるなど、解決へのルールに早くのせてあげると安心する。弁護士の着手金は分割払いや後払いにして、ハードルを低くする工夫も欠かせない。

だが、相談にのる市区町村には「専門知識をもった人材がいない」「経費が重荷になる」といった不安が多い。

禮久さんも、最初は相談にのるのが苦痛だったそうだ。しかし、問題が解決したときに「こんなにまで」と思うほど感謝され、一念発起した。

たとえば職員1人でも、さまざまな部署や弁護士など行政の外の専門家の力を結集すれば、それが大きな「人助け」になる。市区町村は各地の先進的な試みに学ばず、地域の実情にあった態勢を早く整備しなければいけない。

困っている人がいる。それを助けることで、行政にも魂が吹き込まれる。そんな善意と感謝の輪を、多重債務者対策で広げていくことが大切だ。